

# これまでの年金部会も踏まえてご議論いただきたい論点

1. 遺族厚生年金等の見直しに関連する論点について
2. 基礎年金の保険料拠出期間延長に関連する論点について
3. 参考資料

# 遺族厚生年金等の見直しに関連する論点について

「女性就業率の上昇や、夫婦共働き世帯の増大、家族の多様化を考えると、男女差が大きなテーマとなってくる。」といったご意見、「男女平等という理念からも、男女差の解消が求められる。特に女性労働者の拠出した保険料が遺族年金に結びつきにくく、不利益に取り扱われているとも捉えられる。厚生年金に加入する女性が増えているので、こうした不利益の解消という観点からも、次の改正で男女差の解消が必要。」といったご意見等、年金制度における男女差を解消すべきという方向でのご意見を多数いただいたことを踏まえ、具体的な各論について更にご議論いただきたい。

## 【遺族厚生年金における受給権発生に係る年齢要件の男女差の解消】

- 現行制度における男女差の一つに、子のない夫に対する遺族厚生年金の受給権発生に係る年齢要件（55歳）があるところ、「まずは男性のみに設けられた年齢制限の撤廃を検討すべき」といったご意見、「女性の就労が進展している社会背景を踏まえ、妻も将来的には、十分な経過措置をとった上で、年齢要件を課す方向で夫に揃える。」といったご意見、「中高齢の遺族配偶者には就業の難しさがある程度残るため、中高齢の一定年齢以上の者を無期給付とし、段階的に男女差を解消。」といったご意見をいただいたが、遺族厚生年金における受給権発生に係る年齢要件の男女差の解消についてどう考えるか。

## 【現役期の子のない妻に対する遺族厚生年金の有期化及びこれに関連する高齢期の所得保障】

- 現役期の子のない妻又は夫に対しては「遺族厚生年金は、男女とも配偶者の死亡直後の激変に際して生活を保障するための給付として整理し、有期給付としてはどうか。」といったご意見、「遺族厚生年金は、配偶者の死亡後の激変緩和と、子供が未成年の間の給付という形に整理するのがよい。」といったご意見をいただいたが、これについてどう考えるか。
- また、有期化に関連して、「有期化する場合には、現役期に死別した遺族配偶者の高齢期の保障についても別途検討が必要」といったご意見、有期化する場合には、「女性の低年金への対応として、離婚時分割を参考に、亡くなった者の年金記録を死亡時年金分割などの形で配偶者に分割し、老齢年金の水準を高める形で、高齢期の所得保障を老齢年金が担うこととしてはどうか。」といったご意見をいただいたが、これについてどう考えるか。

# 遺族厚生年金等の見直しに関連する論点について

## 【有期化に関連する遺族厚生年金における収入要件の見直し】

- 現行制度における遺族厚生年金は、死亡した被保険者又は被保険者であった者の死亡当時その者によって生計を維持されていた一定の遺族の生活を保障しているが、「亡くなった者には、収入以外の家庭への貢献要素がある。遺族年金受給の際の年収要件は撤廃すべき。」といったご意見、「高所得者でも、生活を共にしていた配偶者が亡くなった場合、生活の激変が想定されるので、遺族年金の有期化と併せて生計維持要件を撤廃してよい。」といったご意見をいただいたが、有期化に関連して、遺族厚生年金における収入要件の見直しについてどう考えるか。

## 【長期要件該当の遺族厚生年金・既に現行制度による遺族厚生年金を受給している方の取扱い・将来の受給者を想定した時間軸の視点】

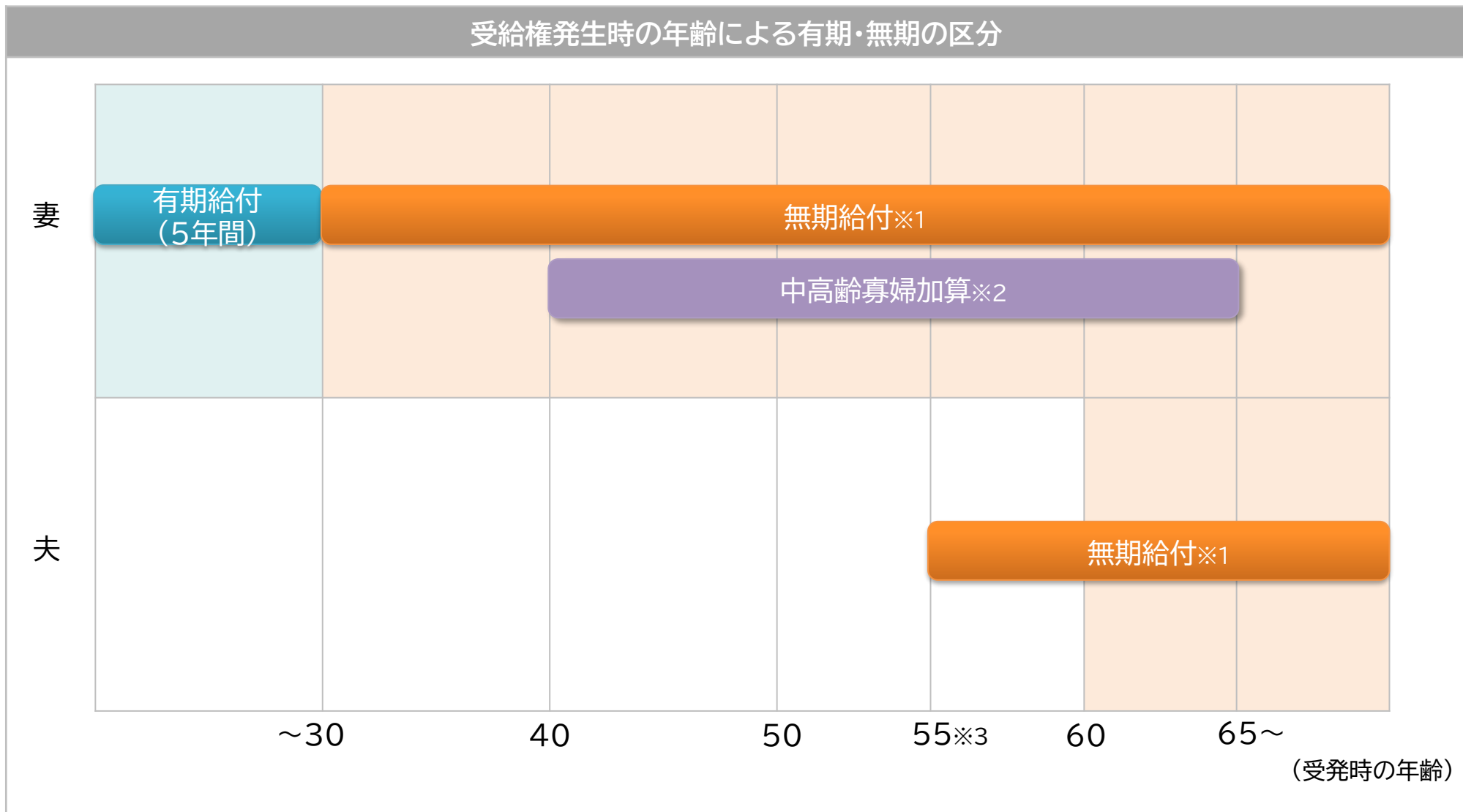
- 「長期要件該当で65歳以上の老齢厚生年金受給者が亡くなった場合は、現行制度のままでよい。」といったご意見、「現行制度で生活をしている方への配慮が必要。遺族年金については、20年ぐらいかければ、現在の受給者に影響を与えることなく、将来の受給者に最適な制度に移行することができるため、時間軸の視点をもって改革を実現してほしい。」といったご意見をいただいたが、これらのご意見についてどう考えるか。

## 【その他年金制度における男女差の解消】

- 上記の他、現行制度における男女差として、配偶者と死別した女性だけを支給対象とする遺族厚生年金の中高齢寡婦加算や国民年金法による寡婦年金があるが、「所得を得ることが難しい人に手厚く保障するという考え方自体は正しいが、保障内容を男女で区別するのがよいのか、再検討が必要。」といったご意見、「寡婦年金は夫の保険料の掛け捨て防止と、60代前半の寡婦の所得保障という2つの目的を持つ。（中略）公的年金保険である国民年金において仮に掛け捨て防止の仕組みが必要ならば、男女差解消の観点から死亡一時金で一元的に対応すべき。」といったご意見をいただいたが、これらの年金制度における男女差の解消についてどう考えるか。

# (参考) 子のない配偶者に対する現行の遺族厚生年金の支給イメージ

受給権発生時の年齢による有期・無期の区分



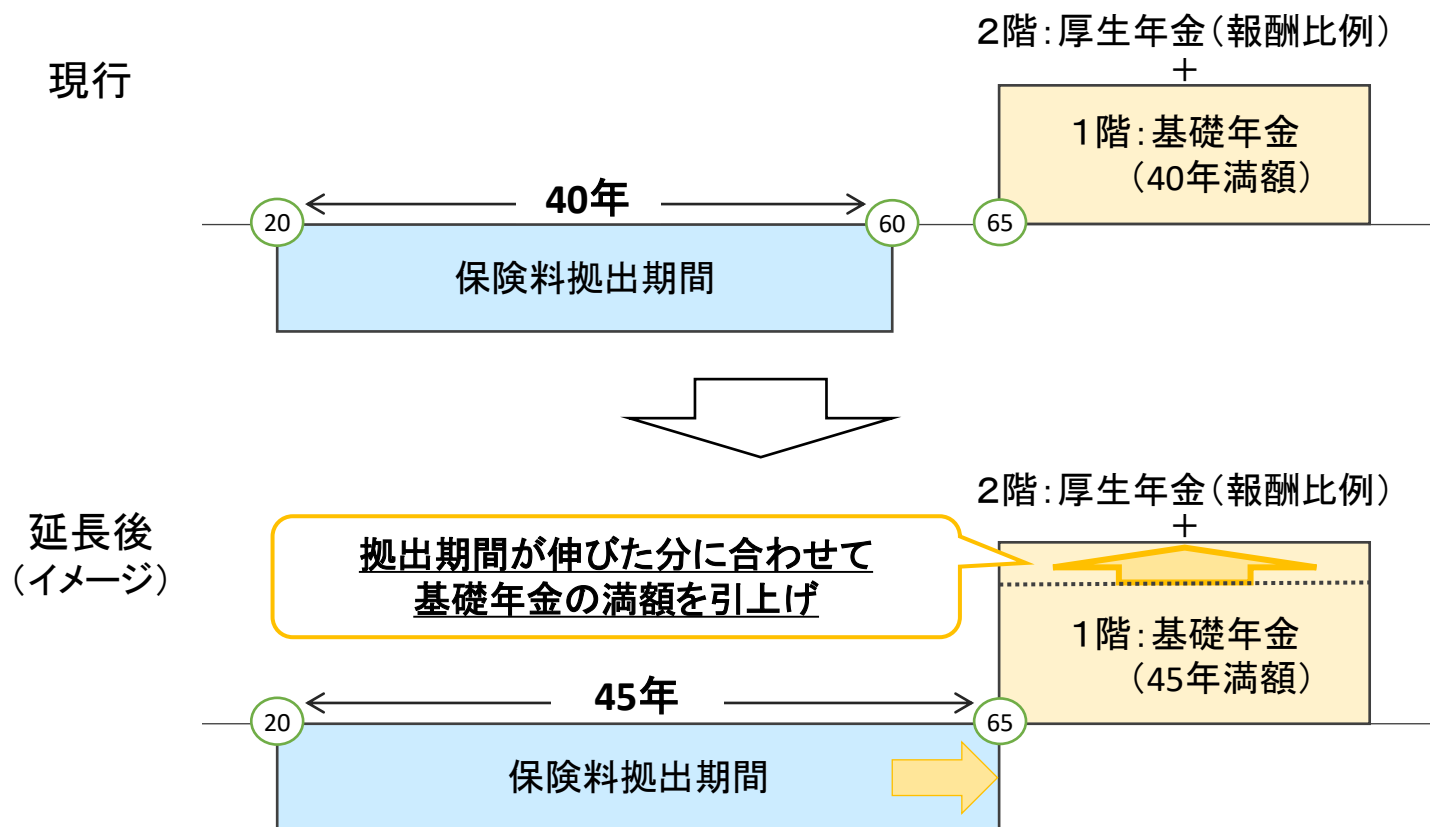
※1 再婚等の事情により失権する場合がある。

※2 40歳時点で子がいるため遺族基礎年金を受給していた妻は、子が一定の年齢となり遺族基礎年金を受給できなくなったときから加算される。

※3 夫は55歳から59歳までは支給停止。ただし、遺族基礎年金の受給権を有する場合は、支給停止は行わない。

1. 遺族厚生年金等の見直しに関連する論点について
2. 基礎年金の保険料拠出期間延長に関連する論点について
3. 参考資料

- 基礎年金の拠出期間を現行の40年（20～59歳）から45年（20～64歳）に延長した場合には、その分給付を増額することとなり、全被保険者共通の給付である基礎年金が充実する。
- ※ 老齢基礎年金の満額が45年になることに伴い、障害、遺族基礎年金についても増額することが考えられる。
- 厚生年金では69歳まで被保険者期間とされているため、基礎年金の拠出期間を45年に延長したとしても、60歳を過ぎて厚生年金に加入している方について、追加の保険料負担は生じない。
- ※ 給付水準調整終了後の所得代替率に与える影響（2019年財政検証オプション試算）
  - ・ 基礎年金拠出期間の延長（40年から45年に延長。3年毎に1年延長した場合として試算。）  
ケースⅢ +6.8%（50.8%（2047年）→57.6%（2046年））
- ※ 国庫負担について、追加財源の確保が必要。



# 基礎年金の保険料拠出期間延長に関連する論点について

基礎年金の保険料拠出期間延長に関連して以下のような論点が考えられるため、ご議論いただきたい。

## 【60歳代前半の論点】

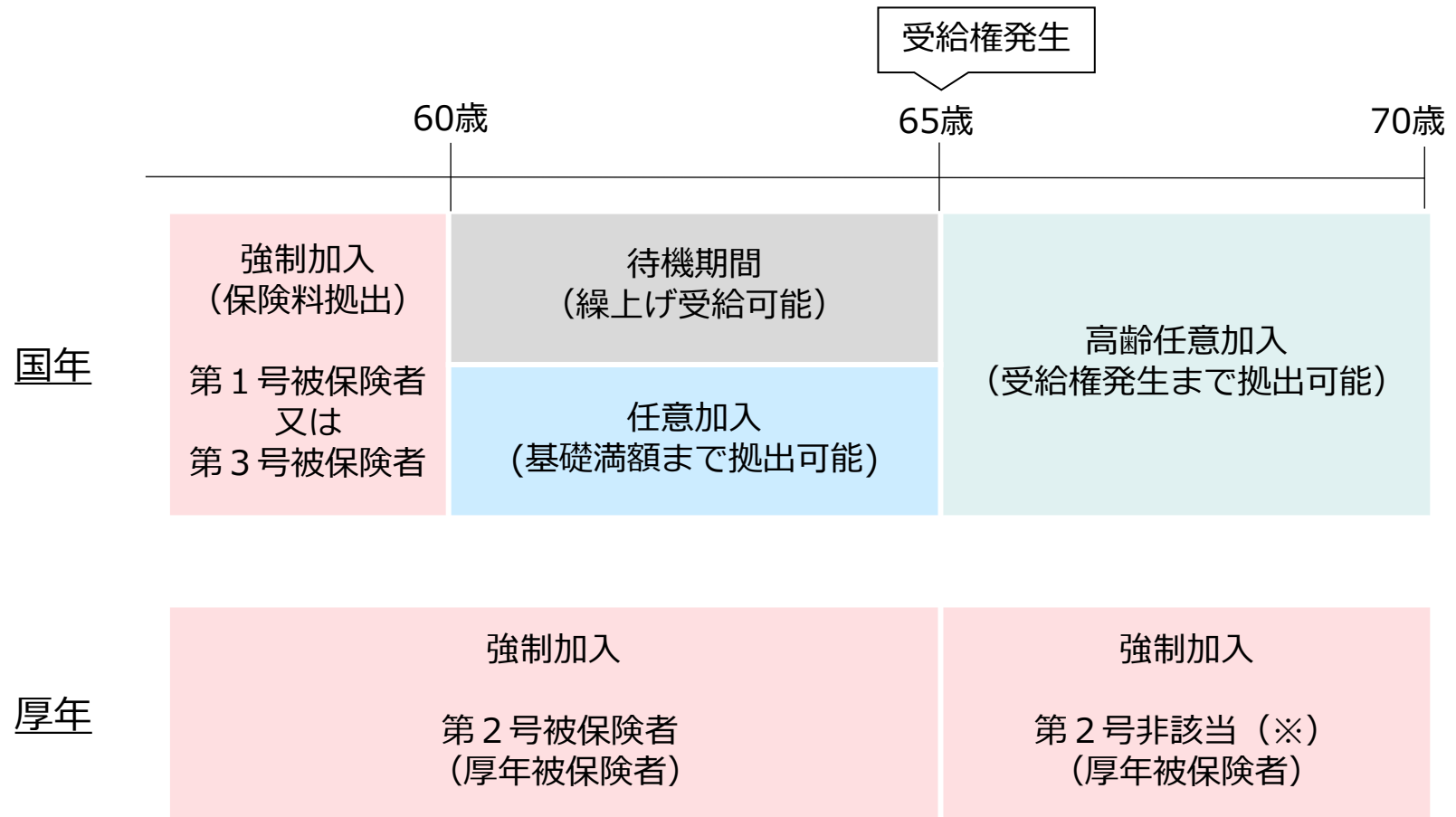
- 60歳代前半の老齢基礎年金の繰上げ受給者は、新たに国民年金の被保険者となり、老齢基礎年金を受給しつつ、強制加入期間として国民年金保険料を納付することとなるがどう考えるか。
  - ※ 現行、老齢基礎年金の繰上げ受給者は、国民年金の被保険者ではなく任意加入することもできないため、国民年金保険料を納付することはない。
  - ※ 現行、老齢厚生年金の繰上げ受給者が厚生年金被保険者となった場合は、強制加入期間として厚生年金保険料を納付することとなっている。
- 国民年金第1号被保険者が新たに64歳まで保険料を拠出することとなるが、国民年金第3号被保険者の60歳以降の在り方をどう考えるか。
  - ※ 現行、国民年金第2号被保険者は65歳未満の者、国民年金第3号被保険者は60歳未満の者としている。

## 【60歳代後半の論点】

- 65歳時点で基礎年金満額に達していない者の国民年金への任意加入についてどう考えるか。
  - ※ 現行、60歳時点で基礎年金満額に達していない者は、国民年金に任意加入することができる。
- 上記との関連で、60歳代後半の厚生年金被保険者の国民年金における取扱いについてどう考えるか。
  - ※ 現行、厚生年金被保険者は70歳未満の者としているが、65歳以降については、老齢基礎年金の受給権を有し、既に所得保障を受けている観点から、国民年金法上、国民年金第2号被保険者としていない。



# (参考) 現行の60歳前後の国民年金の適用イメージ



※ 受給権がない場合は第2号被保険者となる。

1. 遺族厚生年金等の見直しに関連する論点について
2. 基礎年金の保険料拠出期間延長に関連する論点について
3. 参考資料

## 1. 支給要件

遺族基礎年金は、次の①から④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者  
※ ①、②については、保険料納付済期間等が3分の2以上を条件とする。  
なお、令和8年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。
- ③ 老齢基礎年金の受給権者(保険料納付済期間等が25年以上である者に限る)
- ④ 保険料納付済期間等が25年以上である者

## 2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある配偶者
- ② 子(生計を同じくする父母がある間は支給停止)  
※ 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。  
※ 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

## 3. 年金額(令和5年度) ※67歳以下の方(新規裁定者)の場合

795,000円(老齢基礎年金の満額と同額) + 子の加算額  
子の加算額: 第1子・第2子…各228,700円 第3子以降…各76,200円

## 1. 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

- ① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき
- ② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき  
※ ①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。
- ③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間等が25年以上である者に限る)または保険料納付済期間等が25年以上である者が死亡したとき

## 2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻、または子(遺族基礎年金を受給できる遺族)
- ② 子のない妻 ※ 夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は、5年間の有期給付
- ③ 孫
- ④ 死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母(支給開始は60歳から)  
※ 遺族基礎年金の支給対象となっている夫の遺族厚生年金は、55歳から支給される。  
※ 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。  
※ 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

## 3. 年金額 (令和5年度)

死亡した者の報酬比例の年金額 × 3/4

- ※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。  
ただし、支給要件①～③の場合、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。
- ※ 夫の死亡時に40歳以上(④に該当する場合、夫の被保険者期間が20年以上)で子のない妻等には、65歳までの間、遺族基礎年金の額の3/4(令和5年度:596,300円)が加算される(中高齢寡婦加算)。

※ 自らの老齢厚生年金の受給権が発生した者は、以下の方法で併給調整される。

- ① 自らの老齢厚生年金は全額支給。
- ② 次のAとBのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、①との差額が遺族厚生年金として支給。
  - A. 遺族厚生年金(配偶者の老齢厚生年金の3/4)
  - B. 遺族厚生年金の2/3(配偶者の老齢厚生年金の1/2)と自らの老齢厚生年金の1/2

## 中高齢寡婦加算

### 1. 制度趣旨

- 昭和60年改正による基礎年金制度の導入により、遺族年金についても、一階部分が全国共通の基礎年金、二階部分が報酬比例年金という現行の二階建ての仕組みとなった。この結果、国民年金法による遺族基礎年金が子のない妻には支給されず、また子のある妻であっても子が要件を満たさなくなれば遺族基礎年金の受給権を失うことになるため、中高齢であって就労が困難である寡婦について重点的に給付を行うために設けられた。
- 中高齢の寡婦の遺族厚生年金に加算を行うのは、夫によって生計が維持されていた中高齢の妻は、夫が死亡した後に就労して十分な所得を得ることが現状では困難であるからである。また、遺族基礎年金が支給されない場合は、遺族厚生年金だけでは生活を営むことが困難であるからである。（堀勝洋『年金保険法 基本理論と解釈・判例 [第5版]』）

### 2. 支給要件等

中高齢寡婦加算は、以下のいずれかに該当する妻が、65歳未満である期間中（※1）支給される。

- ・ 夫の死亡時に40歳以上（長期要件により受給する場合、夫の厚生年金被保険者期間が240月以上）で子のない妻
- ・ 40歳時点で遺族基礎年金の受給権を有する子があったが、子が18歳到達年度の末日に達した（1級・2級の障害の状態にある子が20歳に達した）等の理由で、遺族基礎年金の受給権を失った妻（※2）

※1 65歳未満とされているのは、妻が65歳になると老齢基礎年金が支給されるようになるため。ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた妻については昭和61年4月～60歳に達するまで全期間国民年金に加入したとしても老齢基礎年金額が中高齢寡婦加算を下回るため、65歳以降の遺族厚生年金には経過的寡婦加算が加算される。（生年月日に応じて594,500円～19,865円）

※2 ただし、40歳到達時に子が遺族の要件に該当していない場合（18歳到達年度の末日を超えている等）は除く。

### 3. 加算額（令和5年度）

596,300円/年（遺族基礎年金額 × 3/4）

**寡婦年金**

## 1. 制度趣旨

掛け捨て防止の観点と、老齢年金支給開始前の寡婦に対する生活保障の観点から、保険料納付期間に応じた額を寡婦に対し有期年金として支給するもの。

## 2. 支給要件 ※ ①～④すべてに該当する場合に支給される。

- ① 夫の死亡日の前日において、夫の国民年金の第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上あること
- ② 妻は、夫の死亡当時、65歳未満であり、夫によって生計を維持され、かつ、夫との婚姻関係が10年以上継続したこと
- ③ 夫が老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがないこと
- ④ 妻が老齢基礎年金の支給の繰上げを行っていないこと

## 3. 支給対象者

死亡した夫に生計を維持されていた妻に支給される。 ※ 60歳から65歳まで支給される。

## 4. 年金額

夫の死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る、死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間について、老齢基礎年金の計算方法により計算した額 × 3/4

## 5. これまでの主な制度改正 ※ 国民年金法成立時(昭和34年)に創設

支給要件④を追加(昭和36年改正)・婚姻関係に事実婚を追加(昭和55年改正)・年金額を1/2から3/4に引上げ(昭和60年改正)  
支給要件③を緩和(令和2年改正 ※ 障害基礎年金の「受給権者であったことがない」を、「支給を受けたことがない」へ緩和)

**死亡一時金**

## 1. 制度趣旨

掛け捨て防止の観点から、保険料納付期間に応じた額を遺族に対し主に葬祭費として支給するもの。

## 2. 支給要件 ※ ①～③すべてに該当する場合に支給される。

- ① 死亡日の前日において死亡した者の国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間が36月以上あること  
※ 1/4納付期間・半額納付期間・3/4納付期間は、それぞれ1/4・1/2・3/4に相当する月数として算入する。
- ② 死亡した者が老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがないこと
- ③ 遺族基礎年金を受けることができる者がいないこと

## 3. 支給対象者

死亡した者と生計を同じくしていた、①配偶者・②子・③父母・④孫・⑤祖父母・⑥兄弟姉妹 に支給される。

## 4. 年金額

死亡した者の保険料納付済期間に応じ、120,000円～320,000円

## 5. これまでの主な制度改正 ※ 昭和36年改正により創設

支給要件②を緩和(昭和48年改正 ※ 死亡した者が「受給権者であったことがない」を、「支給を受けたことがないこと」へ緩和)  
支給要件③を追加(昭和55年改正 ※ 追加当時は「母子年金を受けることができる者がいないこと」(昭和60年改正で遺族基礎年金へ改正))

- 遺族年金は、世帯の生計の担い手が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた遺族の生活が困難にならないよう、所得保障をする仕組み。
- 遺族基礎年金の支給対象者は、子のある配偶者又は子となっている（子に対する遺族基礎年金は生計を同じくする父母が存在する間は支給停止となる。）。
- 遺族厚生年金の支給対象者は、妻(子の有無を問わないが30歳未満の場合は有期) 又は子（配偶者が遺族年金の受給権を有する間は支給停止）、55歳以上の夫・父母・祖父母及び孫となっている。

## ○現行制度の遺族年金支給対象者

年齢	子のない妻		子のある配偶者		子		子のない夫・父母・祖父母		孫		
	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	
55歳以上	×	○	○ (子の18歳年度末まで※1)	○	○ (18歳年度末まで ※1※3※4)	○ (18歳年度末まで ※1※4)	×	○ (※2)	×	○ (18歳年度末まで※1)	
30歳以上 55歳未満		○		○ (妻のみ)				×			×
30歳未満		○ (有期5年間)									

※1 障害のある者については20歳到達日まで

※2 55歳から59歳までは支給停止。ただし、夫が遺族基礎年金の受給権を有する場合は、支給停止は行わない。

※3 生計を同じくする父母がある間は支給停止

※4 配偶者が遺族年金の受給権を有する間は支給停止

# 遺族年金の男女の要件の違いについて

- 遺族基礎年金については、父子家庭も給付対象としたことで、男女差は解消済み。
- 遺族厚生年金には、残された配偶者の受給要件における男女の違いがあるが、
  - ・ 養育する子がいる場合には、子に遺族厚生年金が支給されるため、事実上、男女差はない。
  - ・ 養育する子がない場合には、支給対象となる年齢や給付内容に差が存在。

遺族				
18歳未満の子のいる場合			18歳未満の子のいない場合	
夫（妻が死亡）		妻 （夫が死亡）	夫 （妻が死亡）	妻 （夫が死亡）
夫	子			
<p>遺族厚生年金 <u>(夫が55歳以上)</u></p> <p>遺族基礎年金</p>	<p>遺族厚生年金 <u>(夫が55歳未満)</u></p> <p>遺族基礎年金</p>	<p>遺族厚生年金(※)</p> <p>遺族基礎年金</p>	<p>遺族厚生年金 <u>(妻の死亡時55歳以上 上の夫のみ)</u></p> <p>中高齢寡婦加算 <u>(40~65歳の妻)</u></p>	<p>遺族厚生年金 (※)</p> <p>中高齢寡婦加算 <u>(40~65歳の妻)</u></p>

注) 表中の下線部は性別により取扱いが異なるもの。

- ※ 妻に対する遺族厚生年金は、
- ・ 子のいる場合、30歳前に遺族基礎年金の受給権を失った場合、その日から5年で失権
  - ・ 子のいない場合、夫の死亡時に30歳未満であった場合には、5年で失権



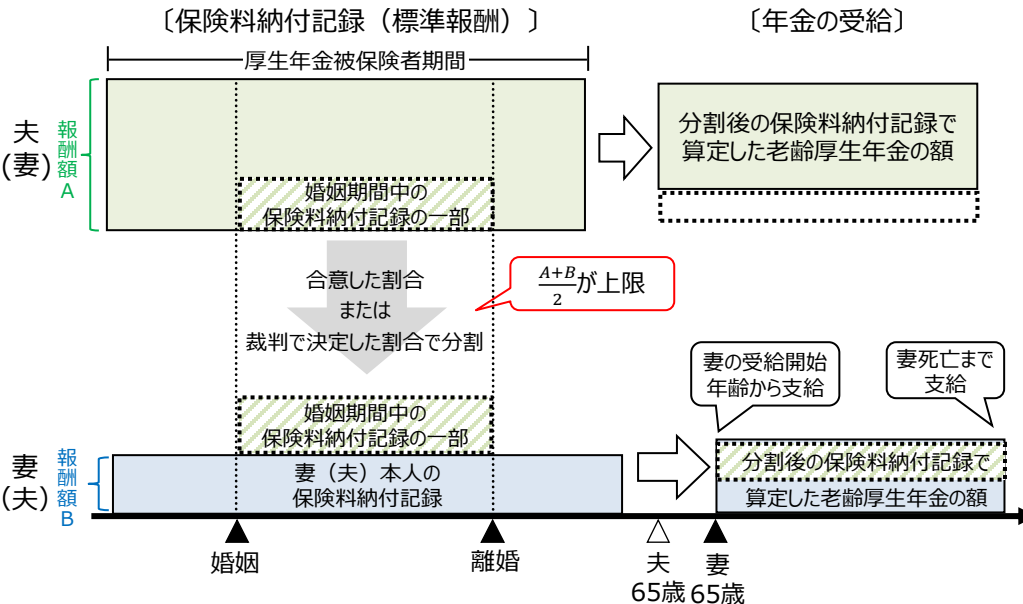
# (参考) 離婚時の年金分割制度

- 離婚時の年金分割は、婚姻期間に係る厚生年金の計算の元となる保険料納付記録（標準報酬）を分割する制度。年金分割が行われた場合、分割後の標準報酬で算定した厚生年金を受給開始年齢から受け取ることとなる。
- 離婚時の年金分割の請求には、原則離婚から2年の請求期限が設けられている。
- 分割は厚生年金（報酬比例部分）の額のみに影響し、基礎年金の額には影響しない。

## 合意による分割（離婚分割）

- 離婚当事者双方からの請求により、双方が合意した分割割合で保険料納付記録を分割。
- 分割割合について合意がまとまらない場合、離婚当事者の一方の求めにより、**裁判所が分割割合を定めることができる**。
- 分割割合（婚姻期間に係る離婚当事者の保険料納付記録の合計に対する、分割を受ける者の分割後の婚姻期間に係る保険料納付記録の合計の割合）は**5割が上限**。

<イメージ図>

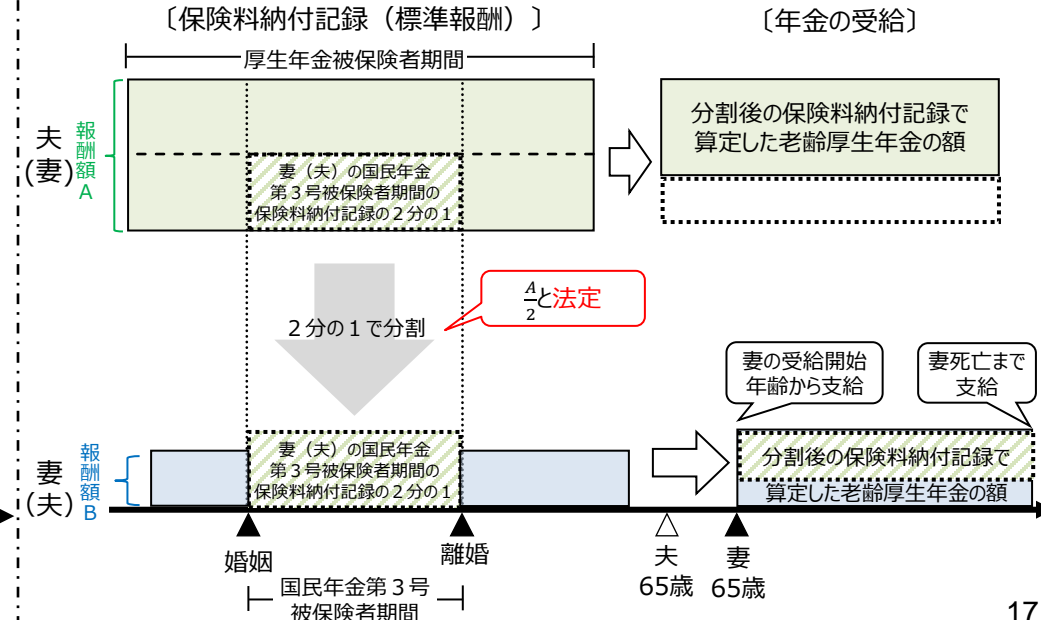


## 被扶養配偶者からの請求による分割（3号分割）

- 国民年金第3号被保険者※であった者からの請求により、相手方の保険料納付記録を分割。
- 分割の割合は**2分の1（法定）**。
- 当事者間の合意や裁判所の決定がなくても、国民年金第3号被保険者であった者（主に妻）は**単独で請求を行うことができる**。

※ 厚生年金保険被保険者（国民年金第2号被保険者）の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の者。

<イメージ図>



## 《生計維持要件の基準》

- 昭和60年改正において、全国民共通の基礎年金を導入するに当たり、各制度で異なっている支給要件を統一するという観点から、各年金制度共通の生計維持要件を設定することとされた。

### ＜昭和60年改正における認定基準の概要＞

- ・ 「年収600万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者」を生計維持関係にあると整理。

### ＜考え方＞

- ・ 遺族年金の生計維持要件は、法律上の権利発生要件（※）とされており、年金を受ける者と受けない者の差が非常に大きなものとなるので、通常の所得制限のような支給停止と同様の考え方を採るわけにはいかなかった。  
（※）権利発生要件：保険事故発生時に受給権が発生するかを判断するための要件であり、受給権が発生しなかった場合は、その後収入が下がっても、支給停止の解除と異なり、支給が開始される性質のものではない。
  - ・ 死亡した配偶者の収入に関わりなく「生計を維持されていた」という要件に当たらないというためには、社会通念上著しく高額の収入があるもの、すなわち、通常の所得分類の最高位に該当する者ということで被用者年金の上限10%に当たる年収を基準として採用した。
- 平成6年改正において、厚生年金の報酬月額の上位約10%に当たる者の変動に合わせて収入額を600万円から850万円に改定した。

## 《生計維持の認定事務》

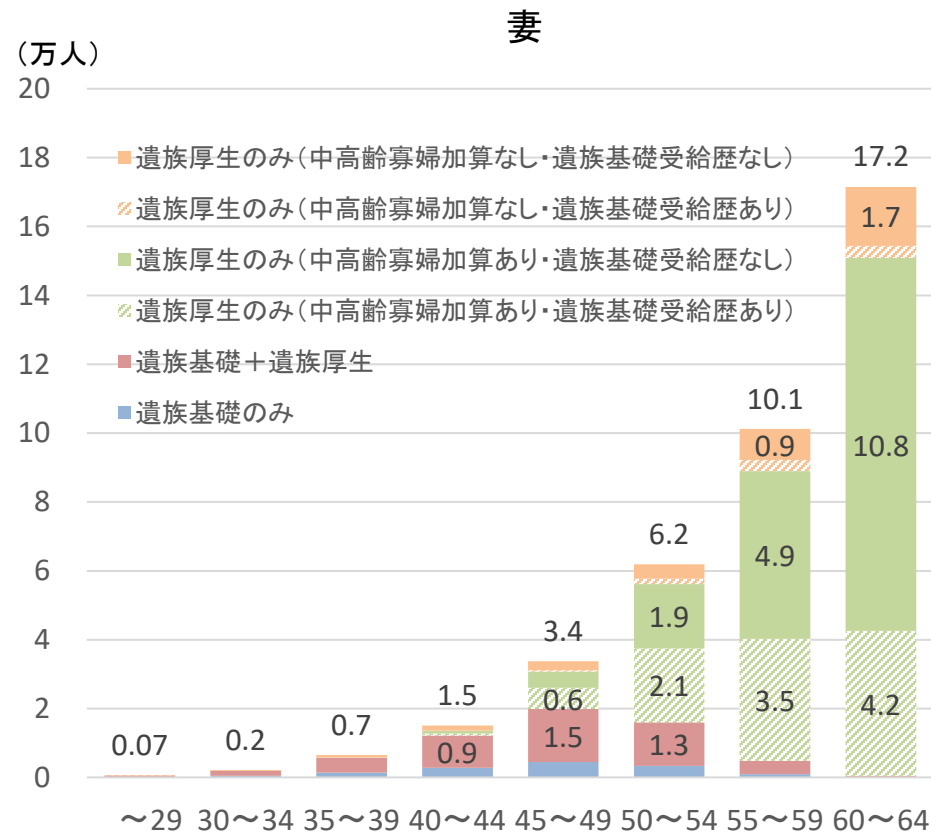
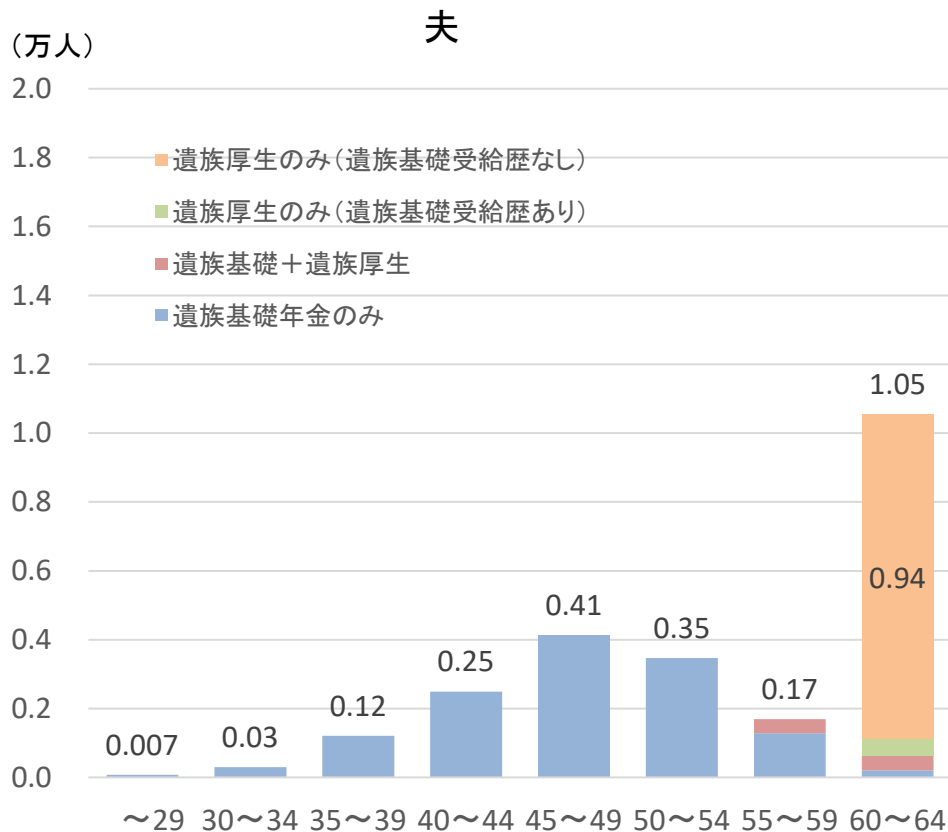
- 裁定請求時に850万円未満の収入額を証明するものとして次のものを添付してもらうことによって認定を行う。
  - ・ 前年又は前々年の源泉徴収票、課税証明書、確定申告書等収入額及び所得額を証明することができる書類など
  - ・ 被用者保険の保険証（被扶養者のみ）、国民年金の第3号被保険者認定通知書、国民年金免除該当通知書など
- 前年の収入では850万円以上だが、近い将来（おおむね5年以内）において定年等の事情により収入が下がることが確実と認められる者については、その事情の証明書類（定年が明記された就業規則など）によって認定する。
  - ※ 5年以内に定年退職を迎える者のほか、収入が毎年変動する者や収入が死亡者に強く依存していた者（例えば、弁護士・医師等の有資格者の元で働いている場合等）などについては収入が下がると認められる。
  - ※ 死亡時に生計維持要件を満たしているかの判断を行うため、認定後5年以内に収入が850万円以上となったとしても、遺族年金の支給停止は行われぬ。

# 遺族年金の続柄・年齢階級別 受給者数（配偶者・65歳未満）

第6回社会保障審議会年金部会  
2023年7月28日

資料  
1

- 遺族厚生年金は夫の受給要件に年齢要件があるため、妻と夫では受給者数に大きく差がある。
- 妻については、妻のみに受給資格がある中高齢寡婦加算を受給している者（28.7万人）を中心に年齢が高いほど受給者数は増加する。



(注1) 旧法給付、共済組合分及び全額支給停止となっている者は除外している。

(注2) 中高齢寡婦加算については、全額支給停止されている者は、「中高齢寡婦加算なし」に、支給されている者は「中高齢寡婦加算あり」に計上している。

(出所) 年金局調べ(令和3年度末時点)

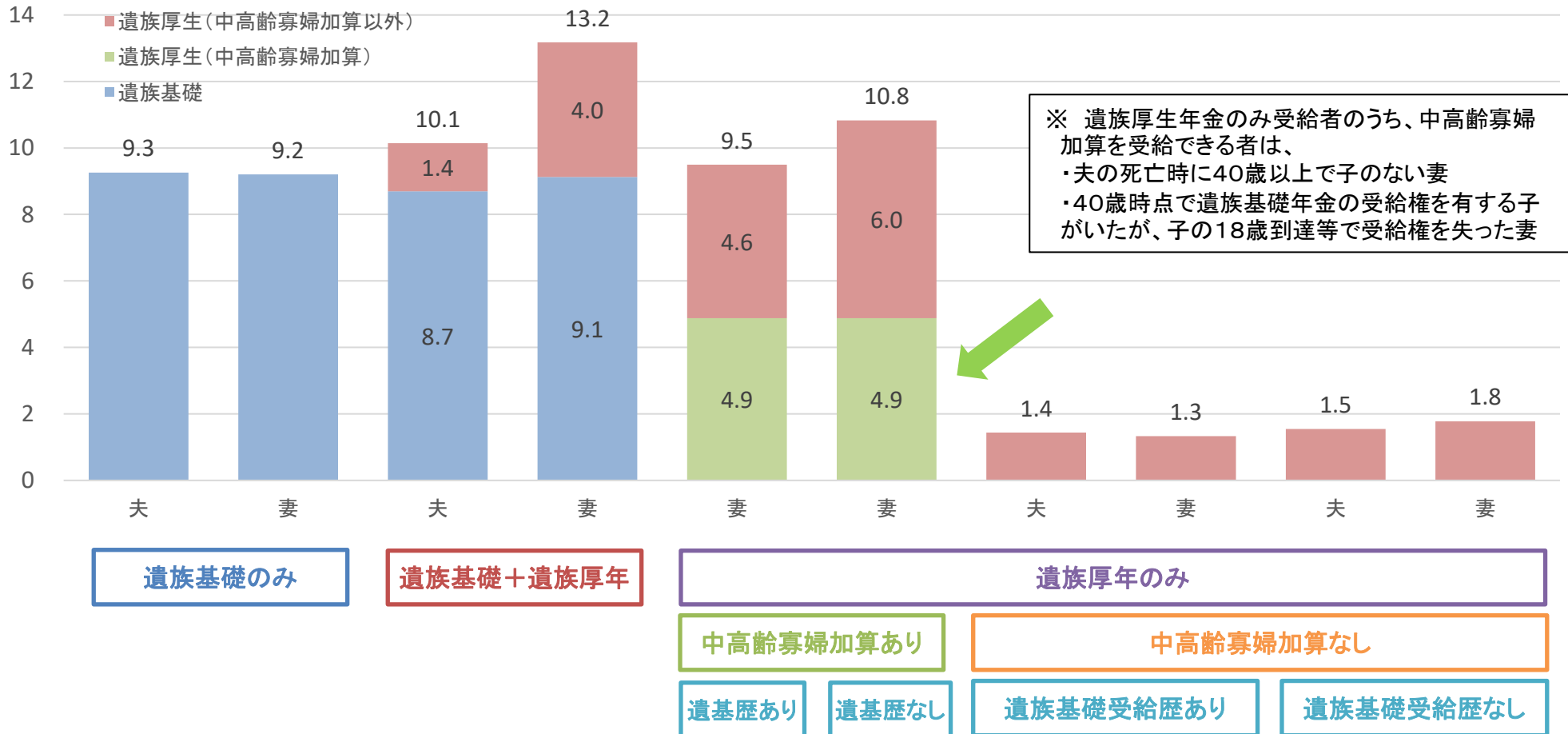
# 遺族年金の続柄・支給状況別 平均年金月額（配偶者・65歳未満）

第6回社会保障審議会年金部会  
2023年7月28日

資料  
1

- 遺族年金支給状況別に平均年金月額をみると、遺族基礎年金については、夫婦で大きな差がない。
- 遺族厚生年金については、死亡した配偶者の報酬比例の年金額で給付額が計算されるため、妻の方が高い傾向にある。また、中高齢寡婦加算の受給資格がある妻の年金額は高くなる。

(万円)



(注1) 旧法給付、共済組合分及び全額支給停止となっている者は除外している。

(注2) 中高齢寡婦加算については、全額支給停止されている者は、「中高齢寡婦加算なし」に、支給されている者は「中高齢寡婦加算あり」に計上している。

(出所) 年金局調べ(令和3年度末時点)